

年金制度改革と影響

1170483 明神 和真

高知工科大学 マネジメント学部

第一節 序論

1-1 研究背景

日本の公的年金制度は、国民が安心して老後の生活を送るために創設された制度である。公的年金の被保険者は全国民であり、年金の納付は国民の義務であるとされるが、被保険者は第1号被保険者から第3号被保険者まで分けられ、この第1号被保険者は保険料支払いを個人の采配に委ねられているため、年金の未納者が発生するという問題が生じている。近年では未納者の増加が目立っており、特に若年層の年金未納者が注目されている。

これは若年層が学生であることや、第1号被保険者の若者が年金を納付する余裕がないことが主な要因である。また年金を含む社会保障費が年々増加している。

1-2 研究目的

本稿では、年金制度改革が納付意欲にどう影響するのかまた無年金者の人数への影響を論じる。さらに、現行の年金制度の問題点についても論じていく。

第二節 年金制度の現状と経緯

はじめに、日本は産業構造の変化や都市化に伴い核家族化が進行したことで、従来のような家族内の「私的扶養」により高齢となった親の生活を支えることは困難となった。現在は社会全体で高齢者を支える「社会的扶養」が必要不可欠であるとされている。公的年金制度は、安心・自立して老後を暮らせるための社会的な仕組みである。年金の制度を考えれば、年金生活者は年金によって生活が可能なので、

必要最低限の貯蓄があればよい、というのが理想の形である。しかし、生活費と年金受給額の間を考えると、年金のみの生活は難しく、年金以外に貯蓄を取り崩して生活していくというのが国民の実態である。しかし、自身が何歳まで生きるか正確に予測することは不可能であり、また老後の暮らしを考えるといくら貯蓄し、それを年間どの程度取り崩していけば生活ができるのか予想することは困難を極める。このような困難を避けるために年金制度が存在する。年金によって死ぬまでの間に安定的な所得を、高齢者に提供するというのが年金制度の本質であり、そして理想の形である¹。

日本の公的年金制度は、国民年金・厚生年金・共済組合の三種類から構成されている。国民年金は20歳以上60歳未満の全ての国民を対象とした制度であり、自営業者、学生、会社員や公務員とその配偶者が対象となっている。これらの加入者は、それぞれ第1号被保険者、第2号被保険者、第3号被保険者と分類される。さらに、この第2号被保険者のうち、会社員を対象とした厚生年金、公務員を対象とした共済組合は、それぞれ職場を通して加入する年金であり、加入期間分の基礎年金に上乗せされて支給されるよう定められている。そのため、日本の年金制度は家にたとえられて二階建て方式といわれる。

国民年金は20歳以上60歳未満の国民の全てが強制加入となり、月額1万3300円の保険料を毎月負担することが義務づけられる。40年間この通りに納付した場合、月額1万3300円×12ヵ月×40年間で638万4000円もの多額な負担をおうことになる。上述の通り、国民の保険料負担は非常に重い。しかし、一方

¹三上竜也、2010年「日本の公的年金制度の課題—スウェーデンに学ぶ年金改革—」香川大学経済政策研究第6号

で国民からの保険料だけでは、すべての年金給付支払いをまかなうことはできない。国民年金の財源の3分の1は国庫負担であり、税金で補われている。

さらに保険料を納めることが困難な国民には、保険料免除制度に基づいて、申請すれば全額免除・半額免除といった保険料免除を受けられる。ただし、この場合、年金の受給額は減少することになる。このような保険料が免除されていた期間も含め、国民年金に加入していた期間が原則として25年以上の者が年金を受給することができる。年金は65歳から受給され年金額は満額で79万4500円となる²。

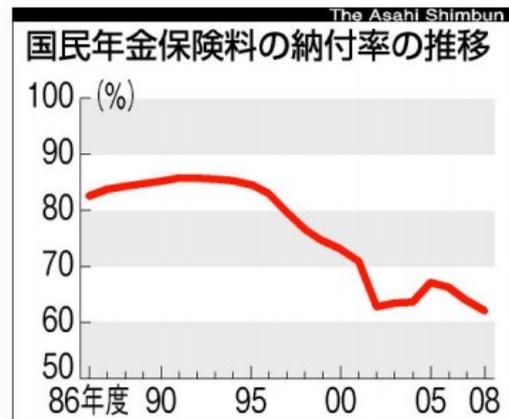
第三節 年金制度の未納問題

3-1 年金未納の現状

本節では、年金未納問題の現状について整理するため、データに触れながら情報をまとめる。

近年、日本の公的年金の保険料納付率は1992年度をピークに徐々に低下している。1986年度以降、約10年間は80%台を維持していたが、その後は70%台を推移し、2002年度からはついに60%台に落ち込んだ。徴収体制を強化して一度は回復したものの、記録問題など不祥事への対応に追われ、2006年度から再び3年間は続けて低下している。具体的には、納付率は2005年度は67.1%、2006年度は66.3%、2007年度は63.9%、2008年度は62.1%と減少している。2007年度は納付月数のうち1/3が未納という結果になった³。特にアルバイトやパートなどの短期間雇用非正規就業者の未納率が極めて高く、つまり不安定な就業形態をしている者が公的年金制度から漏れ落ちやすいということがわかる⁴。このような年金未納率の上昇を考慮すると、将来的には十分な給付を受

けられない者が続出する可能性が高い。



国民年金保険料の納付率の推移

出典：朝日新聞 2009年7月31日

国民年金は厚生年金・共済年金と異なり、加入手続きや保険料納付などが各個人に強制力を有していないため、未納者が発生する。社会保険庁の調査結果から、高いとされる保険料、給付や制度に対しての不信感、年金に対する関心の低さ、払い忘れ、などが主な未納の理由として挙げられている⁵。

未納者がこのまま増加の一途をたどった場合、将来年金を貰えず生活が困難な者の割合が増えると考えられる。勿論、年金だけで生活費の全てを賄えるわけではない。最低限のセーフティーネットとして将来の蓄えに不安がある者ほど国民年金を利用すべきだと考える。その為にも納付がし易く促進させるような制度作りが課題だといえよう。

3-2 少子高齢化と賦課方式

日本では現在年金制度に賦課方式が採用されている。賦課方式とは、一言で説明すれば「現役世代から徴収した保険料を高齢者に年金として支払う」という仕組みのことを指す。

²市田亜希匡他、2004年「日本の公的年金の現状と課題—給付と負担について—」甲南大学インナーゼミナール資料

³田中崇充他、2009年「年金未納の原因とその解決」政策フォーラム発表論文

⁴平成21年度における国民年金保険料の納付状況と今後の取組等について 厚生労働省

⁵社会保険庁「平成14年国民年金被保険者実体調査結果概要」

これは、現役世代が支払った保険料を年金受給者に給付するという、世代間での支え合いが重要であるという考えに基づいた年金体制であるといえる。現在の日本の年金制度、設立当初は国民皆年金・国民皆保険として始動していた。当時は高齢化率が低く少子化の兆しがなかったことに加え、高度経済成長期にあったため、雇用拡大に伴い人々の所得が増大していた。このような背景の下では年金制度に対するイメージは現在よりも前向きな印象で受け止められていた。このような恵まれた時代に設計された制度の短所は、制度の創設から30年が経過した現在に顕在化してきた。この短所が顕在化する以前は、安定した三角形の人口ピラミッドを前提として、過不足のない実質的な賦課方式のシステムを採用してきた。なぜなら、三角形型の人口ピラミッドは高齢層よりも若年層の人口が多く、賦課方式制度により適した人口分布でだからである。しかし少子高齢化社会の到来により、もともと三角形をなしていた人口ピラミッドはその形を変えた。この結果高齢層が若年層を上回るほどの成長を遂げる。人口構成の前提が大きく変化してきたため、現役世代（若年層）からの保険料を高齢者の年金給付に充てていた賦課方式では対応できなくなってきた。また年金受給者（高齢層）の人口が増加すると同時に保険料の納付者（若年層）の人口が減少することは、すなわち、それだけ納付者側（若年層）1人当たりの経済的負担が増大することを意味する。

以下ではこの流れを具体的な数値を踏まえてみていく。2000年には保険料給付者4人で1人の受給者を支えていたのに対し2010年には2.8人で1人を支えることになった。今後の予測では2025年には2.3人で1人の受給者を支えることになる⁶。以上のことを考慮すると、現役世代（保険料納付者）の人口が減少し年金受給者が増加するという少子高齢化が顕在化した現代では、賦課方式制度そのものを見直さなければならない。

⁶平成28年版高齢社会白書 高齢化の状況 内閣府

また、少子高齢化は世代間の不公平性という観点からも、保険料の納付者に対して影響を及ぼしている。以下では具体例を1つ取り上げる。現在ある額の保険料を納付する25歳の国民1人と、それを年金として受け取る75歳の国民1人が存在し、今後も少子高齢化は続いていくとする。少子高齢化が進むということは日本の年金制度が賦課方式である限り、25歳の国民より若く、これから保険料を納付する人々（今後の若年層）が負担する保険料は25歳の国民より割増だと考えられる。さらに75歳の国民より若く、これから年金を受給する人々（今後の高齢層）の人口は増え、年金受給者が増大する。これにより、減り続ける若年層からの保険料だけでは、増え続ける年金受給者（高齢層）の年金を支えることが困難になり、いずれ保険料の引き上げや年金支給額の減少が発生することは必然である。つまり、25歳の国民が年金受給者となる頃には、現在75歳の国民が受け取っている年金よりも少ない額の年金しか受け取ることができない可能性が高い。そのため、保険料を支払うことの費用と便益を比べた結果、25歳世代の人々で保険料を支払わない人が現れてしまうと考えられる。

この問題の改善方法として挙げられるのが個人勘定年金である。個人勘定年金では、自身が年金として支払った保険料分を積み立て、支払った本人が老後に受け取るという、国民の損得の観点からも納得の可能な方式である。この個人勘定年金であれば、自身の将来の年金は自分自身の保険料の積み立てで決定されるため、少子高齢化の影響を受けずに済む⁷。さらに、資本主義に基づく自己責任の理念にも合致した方式であると考えられる。しかし、貯蓄の運用を個々の世帯に任せる面がある。リスクの高い運用を行った結果、老後に必要な備蓄を残すことが出来なくなる世帯が現れる恐れがある。

⁷田中崇充他、2009年「年金未納の原因とその解決」政策フォーラム発表論文

第四節 年金改革についての考察

4-1 受給資格期間の見直しとその他影響

老齢基礎年金は、公的年金の加入期間が通算で原則25年以上にならないと、受給資格を得られない。老齢厚生年金も、基礎年金の受給資格期間を満たしていることが受給の要件とされている。年金部会の中間整理は、この「25年」を「例えば10年程度とすることも考えられる」としている。

受給資格期間の10年への短縮については、2012年に法改正が実現した。消費税率の10%への引き上げが延期されたため実施が先送りされたものの、実施されれば、すでに無年金になっている高齢者も10年間の受給資格期間を満たす場合には、保険料納付済み期間の長さに応じた年金を受給できるようになる。期間が短縮されたことによって25年分を納付することが困難、または不安だった者が納付することによって無年金者は減る一方で、10年分納めたらそれ以上年金を納付しない人が現れるとも考えられる。つまり、無年金者の割合は減るが低年金者の割合が増えると予想される。

公的年金の保険料には時効が設けられており、2年を過ぎると、原則として徴収も納付もできなくなる。この点について、年金部会の中間整理には、2年間を超えても保険料を納付できるようにする案が盛り込まれた。

事後納付できるようにする期間については、①10年程度、②5年程度、③当初は5年程度に限定し、保険料軽減支援制度の導入と併せて10年間に拡大という3つの選択肢を示した。このうち①は、現行制度で低所得者が免除を受けた保険料の追納可能期間が10年であることなどとの均衡を考慮した案である。②は、「その時々々に納められた保険料で年金給付を賄うという年金制度の趣旨を踏まえれば、事後納付の期間を長期化させることは適当でない」という判断に基づく。③は、事後にまとめて納付する金額

があまり多額になることは不適切だという判断から、低所得者の保険料の一部を税で肩代わりする保険料軽減支援制度と併用すべきだという考え方に基づいている。2011年8月に成立した年金確保支援法に、納付可能期間を10年に延長する規定が盛り込まれ、2012年10月から2015年9月までの3年間の時限措置として施行された。

利用者が実際に納付するのは、当時の保険料額に一定の加算をした金額である。

3年間で118万人がこの制度を利用し10年間に遡る納付率は上昇した⁸。時限措置としたのは、「保険料を納めるのが遅れても救済される」という被保険者のモラル低下が起き、保険料未納が増えかねないこと。また、低所得者にとって、保険料をまとめて支払うことは容易ではない。制度の恩恵が高所得者ばかりに及ぶ事態になっていないか、検証が必要であるからと年金部会で述べられている。

つづいて国民年金の適用年齢の見直しに関してだ。現行の国民年金は、加入を義務づけられる年齢が20歳以上60歳未満とされている。ただ、大学学部への進学率が5割にのぼる中で⁹、学生でも20歳になれば原則として保険料徴収の対象とすることが必ずしも実態に合わない面もある。

年金部会の中間整理は、国民年金の適用年齢を現行より5歳高い「25歳以上65歳未満」に引き上げることが選択肢になると指摘した。ただし、このままだと、20～24歳で障害を負うと障害基礎年金を受給できなくなる問題が生じる。そこで、20歳から24歳までは引き続き適用対象とした上で、一律に納付猶予扱いとすることも検討すべきだとしている。

年金部会の議論では「年齢が上がるほど年金制度への関心が高まる傾向があるので、関心を持つ世代に適用範囲を移動させれば、納付率の向上が期待できる」「保険料の徴収は、稼得と連動させるべきだ」などの賛成意見が出た。

⁸日本年金機構.jp 10年後納制度の利用実績

⁹文部科学省「学校基本調査」

ただ、現行制度でせつかく保険料を納めている 20 歳代前半を適用対象から外すことが適切かどうか、疑問が残る。

最後に在職老齢年金制度の問題点について年金部会の中間整理は「働くことによって年金が支給停止されることは納得できないという国民感情がある」と指摘し、高齢者の就労意欲を損なわないようにする観点から、支給停止基準の緩和を検討すべきだとした。在職老齢年金は、65 歳を境に支給停止基準が異なる。このうち 60～64 歳については、賃金月額（ボーナス込みで計算した月収）と厚生年金の合計額が 28 万円を上回る場合、賃金の増加 2 に対し、年金額 1 が停止される。つまり、たとえば賃金が 2 万円増えると、減額幅が 1 万円大きくなることになる。高齢者の就労が必要であろう今後の社会に向けて基準の緩和が求められるが、検討の声はあるものの具体的な目途はついていない。

4-2 統計による検証

年金とは簡単には定期的に支払われる一連の金額である。具体的には保険金、家賃、駐車料、地代、利子、配当など経済的性格の異なるものが年金形式で支払われている。年金形式の保険金は社会保障給付として支払われる強制加入の公的年金と個人年金保険の給付金に代表される任意加入の私的年金に分かれるが、年金形式の家賃、駐車料、地代、利子、配当等はすべて私的年金である。公的年金と私的年金の関係については、長期にわたる老後生活の支柱としての役割を公的年金が担当し、これを補完して、老後生活を個性豊かに生きるための自助努力を私的年金が担当することにより、初めて「豊かな老後」が実現可能になるという厚生省の公式見解（役割分担論）がある。老後の備えは公的年金がメインで私的年金はその補完というわけである。

公的年金制度は、5 年に 1 度、将来の人口予測の見直しに伴う制度改正を行っている。高齢化の加速と

年金財政悪化のため、公的年金制度は大幅な改革を迫られているが、度重なる改正で公的年金制度の将来像は明確になるのだろうか。一昔前の 1989 年の改正では、厚生年金保険料は 5 年ごとに 2.2% ずつ引き上げられる予定だったが、1994 年の改正時点で予想以上に出生率低下が進んだため、このままだと 2010 年に収支残高は赤字に転じ以後、大幅な保険料の引き上げが必要となり、高齢化がピークに達する 2025 年には最終保険料が 34.8% にまで上昇することが予測された。そこで、5 年ごとの引き上げ幅を 2.5% とし、一定水準の積立金を保有することによって年金財政を安定的に推移させ、結果的には 2025 年の負担率を 29.8% にとどめることになったとされている。

支給開始年齢に関しても定かではなくなっている。厚生年金の改革では現役時代に拠出した保険料で年金給付を賄う「積み立て方式」の導入が提案されている。現行制度における世代間格差を是正し、年金負担の経済活動に対する中立性を回復し、制度運営の効率化を図る手段として期待される。積み立て方式による年金制度の再編をしなければならないと考えられる。公的年金を社会保険

の原点に戻すという観点から「フェアな年金制度」を実現しなければならない。また、年金制度を積み立て方式に近づける改革によって、世代間の公平化を目指し、個人の保険料拠出額と年金受給額が一致しなければならないと指摘したい。具体的には、現時点で発生している受給権に対応する年金はそのまま支給した上で、将来の受給額と均等するように保険料を改訂すれば、従来の賦課方式が積み立て方式に収まっていく。また今後の加入者の保険料は、積立金の元利合計が給付総額と均等させる。支給開始年齢においても現時点での延長は禁止するなどである。

ここではまず少子高齢化による年金受給の現状を統計データから考察してみる。厚生労働省は 2014 年（平成 26 年度）末の公的年金制度の加入者総数は

6,713万人であり、総人口1億2,694万人の52.9%を占め、制度別にみると国民年金第1号被保険者数1,742万人（対前年度末63万人減）、厚生年金保険被保険者数3,599万人（同71万人増）、共済組合の組合員数及び加入者数441万人（同1万人増）、国民年金第3号被保険者数932万人（同13万人減）となっていると報告している。以下図にその推移を載せる。

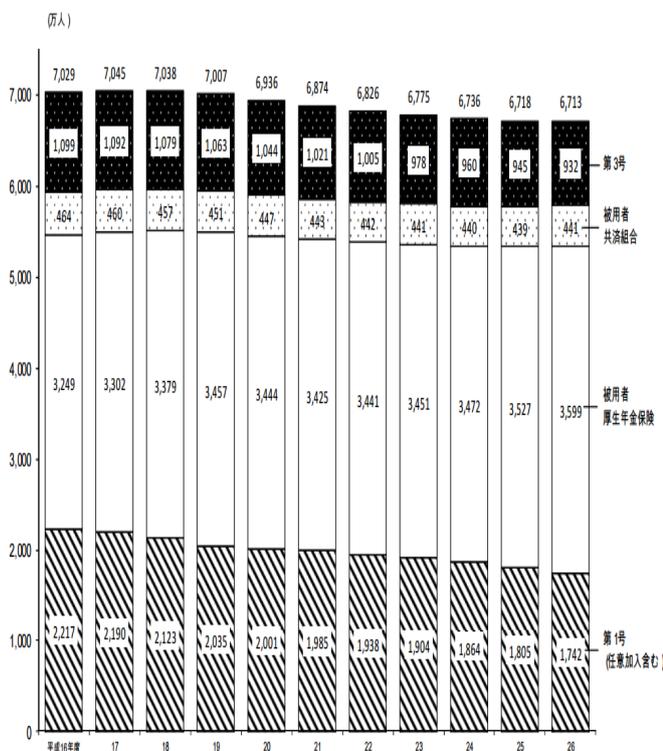


図 公的年金 加入者数の推移

(出典：厚生労働省 厚生年金保険・国民年金事業の概況)

この表からも明らかに年金の財源が減少していることがわかる。一方で公的年金受給者数の推移は増加傾向にある。以下表を載せる。

(年度末現在、単位：千人)

年度	総数	国民年金	厚生年金保険	共済組合	福祉年金
平成16年度	48,710 (38,460) [32,232]	22,997	22,334	3,333	47
17	50,566 (39,347) [32,867]	23,954	23,156	3,421	34
18	52,542 (40,298) [33,662]	24,968	24,043	3,506	24
19	54,797 (41,464) [34,796]	25,925	25,226	3,628	17
20	57,435 (42,825) [35,934]	26,949	26,684	3,790	12
21	59,883 (44,135) [37,032]	27,787	28,141	3,948	8
22	61,882 (45,269) [37,962]	28,343	29,433	4,101	5
23	63,841 (46,184) [38,667]	29,122	30,479	4,237	3
24	66,216 (46,987) [39,424]	30,305	31,535	4,373	2
25	68,004 (47,419) [39,500]	31,397	32,164	4,442	1
26	69,877 (48,009) [39,906]	32,409	32,932	4,535	1

注1. ()内は厚生年金保険と基礎年金(同一の年金種別)を併給している者の重複分を控除した場合の受給者数である。ただし、平成23年度までは、旧農林共済年金と基礎年金(同一の年金種別)を併給している者の重複分は控除されていない。

2. []内は重複のない実受給者数である。

表 公的年金 受給者数の推移

(出典：厚生労働省 厚生年金保険・国民年金事業の概況¹⁰)

明らかに年金の収支バランスが崩れていることが見受けられる。さらに総務省の2014(H26)年9月15日現在の人口推計では、高齢者の人口は3296万人、総人口に占める割合は25.9%と共に過去最高である。4人に人が65歳以上、8人に1人が75歳以上である。財源を確保するためには最早、社会の支え手を増やすことが課題である。そのためには働く意思のある高齢者が能力を発揮できる環境が必要だ。3-1で述べられたように在職老齢年金制度によって、厚生年金を支給されつつ職を持つと支給額が減らされるため基準の緩和が求められる。

日本の高齢者の就業率は20.1%と主要国で最も高い水準にある。2003(H15)年における就業率は19.7%で、2013(H25)年は20.1%と若干高くなっている。海外の就業率を2003(H15)年と2013(H25)年で比べると、アメリカは13.5%から17.7%と増加、ロシアは10.6%から11.0%と若干の増加、イギリスは5.8%から9.5%の増加、ドイツは2.9%から5.4%と増加している。日本だけでなく、主要国においても高齢者の就業率は増加傾向にある。日本における

¹⁰厚生労働省 厚生年金保険・国民年金事業の概況

2013（H25）年の高齢者の就業者数は前年と比べ41万人増加し、10年連続の増加で636万人と過去最多となっている。また2013（H25）年の高齢者の就業率は男性が28.6%・女性が13.7%である。このうち65～69歳の就業率は、男性が48.8%・女性が29.3%といずれも前年より高くなっている。2013（H25）年の就業総数のうち、雇用されている者は役員を除いて5201万人であり、うち高齢者は285万人と、役員を除く雇用者全体の5.5%を占めている。また雇用されている5201万人について、正規・非正規をみると、正規職員は3294万人、非正規職員は1906万人である。高齢雇用者の非正規職員は203万人と、高齢者雇用の71.5%を占める。高齢雇用者について雇用形態別の内訳をみると、パート・アルバイトが46.7%と最も多く、次いで正規職員は28.5%、契約社員は8.4%である。雇用形態が非正規職員の高齢雇用者について、現在の雇用形態についた主な理由は「自分の都合のよい時間に働きたいから」は30.1%が最も多く、次いで「家計の補助・学費等を得たいから」は21.0%、「専門的な技能をいかせるから」は13.4%となっている¹¹。高齢者の労働と年金について、社会的な制度矛盾がある。65歳以上の高齢者の7割は非正規職員で働いている。その主な理由として「自分の都合のよい時間に働けるから」という理由が最も多い。その他、高齢者が正規職員で働けば、余計な税金が差し引かれ、年金収入が入らないという社会制度的な矛盾がある。そのために働けるだけの健康と労働力はあっても非正規職員を選択する人が多い。将来的に社会制度が整備され、高齢者が正規職員として働くことができれば、将来において若い世代が1人の高齢者を支える負担は軽減され、経済的に助かるのは当然である。また、高齢者にとっても、働くことは足腰・頭脳を鍛えられ、人と人との交流がもてる良い機会にもなり、孤独死や認知症の予防にも効果が期待される。

以上のことから、このような統計学的に見ても年

金未納問題における課題を国民ひとりひとりが自己の課題・社会の課題として認識して、幸せな社会の実現を目指していく必要がある。これからの超少子社会のなかで生きる若い世代が生きる力を身につけていくために、高校での福祉教育を一般教養化していく必要があるのではないかと考える。

第五節 結論

これらの政策が実施されれば、当面の間は未納者の減少及び年金制度の維持を達成することが可能であると考えられる。しかし、少子高齢化が進行する現代日本においては、今後保険料に支払いに見合った給付額を受け取れる高齢者は増大し、この事実が国民に大きな不信感を抱かせていることが1つの論点となっている。制度維持を真の意味で達成するには、これらの諸問題に対しても網羅的に別途考慮することが必要となってくる。この点は今後の年金問題における課題であるといえる。

年金の受給資格の短縮が納付意欲にどう影響するのかに関しては、年金改革案の類型によって大いに変化することやそもそも年金への不安が若者たちを中心に上げられるため、定かではないことが分かった。また無年金者の人数への影響に関しては実際、受給資格期間を10年に短縮しても、それだけでは低年金の高齢者が増えるに過ぎない。現行の基礎年金は40年加入の満額で月約6万5000円であり、加入期間が25年だと、その40分の25に当たる約4万1000円となる。10年加入だと、受給額は満額の40分の10に当たる約1万6,000円に過ぎないのである。

以上から第二節でも述べたが、これまでの「25年」というハードルから下げることは、無年金者の数を減らすことに一役買うが、同時に低年金者を増やしてしまうリスクを背負っている。低年金者を減らすためにも現在の年金制度を国民にとって信用の置ける制度にした上で周知することが必要である。

参考文献

・三上竜也、2010年「日本の公的年金制度の課題—

¹¹総務省統計局 高齢者の就労

スウェーデンに学ぶ年金改革」香川大学経済政策
研究第6号 [http://www.ec.kagawa-
u.ac.jp/~tetsuta/jeps/no6/Mikami.pdf](http://www.ec.kagawa-u.ac.jp/~tetsuta/jeps/no6/Mikami.pdf)

・市田亜希匡他、2004年「日本の公的年金の現状と
課題—給付と負担について—」甲南大学インナーゼ
ミナール資料 [http://www.konan-
u.ac.jp/hp/econ_ehiro/zemi/archives/inzemi/2004
inzemi_report_a.pdf](http://www.konan-u.ac.jp/hp/econ_ehiro/zemi/archives/inzemi/2004inzemi_report_a.pdf)

・平成21年度における国民年金保険料の納付状況と
今後の取組等について厚生労働省

[http://www.mhlw.go.jp/stf/houdou/2r9852000001ip
d1-att/2r9852000001iphu.pdf](http://www.mhlw.go.jp/stf/houdou/2r9852000001ipd1-att/2r9852000001iphu.pdf)

・社会保険庁「平成14年国民年金被保険者実体調査
結果概要」

[http://www.mhlw.go.jp/stf/houdou/2r9852000000j2
o2-img/2r9852000000j2rg.pdf](http://www.mhlw.go.jp/stf/houdou/2r9852000000j2o2-img/2r9852000000j2rg.pdf)

・田中崇充他、2009年「年金未納の原因とその解
決」政策フォーラム発表論文

<http://www.isfj.net/articles/2009/104.pdf>

・平成28年版高齢社会白書 高齢化の状況 内閣府

[http://www8.cao.go.jp/kourei/whitepaper/w-
2016/html/zenbun/s1_1_1.html](http://www8.cao.go.jp/kourei/whitepaper/w-2016/html/zenbun/s1_1_1.html)

・文部科学省「学校基本調査」

[http://www.mext.go.jp/b_menu/toukei/chousa01/
kihon/1267995.htm](http://www.mext.go.jp/b_menu/toukei/chousa01/kihon/1267995.htm)

・日本年金機構.jp 10年後納制度の利用実績

[https://www.nenkin.go.jp/service/kokunen/hokenr
yo/20150520.files/1228.pdf](https://www.nenkin.go.jp/service/kokunen/hokenryo/20150520.files/1228.pdf)

・総務省統計局 高齢者の就労

<http://www.stat.go.jp/data/topics/topi843.htm>

・厚生労働省 厚生年金保険・国民年金事業の概況

[http://www.mhlw.go.jp/file/06-Seisakujouhou-
12500000-Nenkinkyoku/H27.pdf](http://www.mhlw.go.jp/file/06-Seisakujouhou-12500000-Nenkinkyoku/H27.pdf)